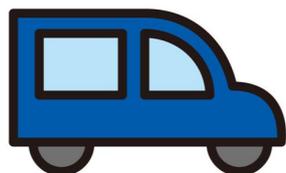


多数の者が集合する催しで 露店や屋台等を出店される皆様へ

平成25年8月に発生した京都府福知山市の花火大会で発生した火災を契機に、火災予防条例が改正され、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しにおいては、次の事項が義務化されました。

- (1) **火気使用器具等**を使用する場合の**消火器の準備**
- (2) **火気使用器具等**を使用する露店等を開設しようとする場合の**届出**



※**火気使用器具等**とは、気体燃料・液体燃料・固体燃料を使用する器具又は電気を熱源とする器具のことです。

なお、上記催しに**キッチンカー等の移動販売車**で出店する場合も、露店等として扱われ、消火器の準備や露店等開設の届出が必要となります。

1 消火器を準備して下さい！【条例第18条他】

多くの来場者が集まる催しにおいて火災が発生した場合、迅速な初期消火が極めて重要です。調理用器具や発電機などの火気使用器具等を使用する際には消火器を準備して下さい。

※複数の露店等が開設される催しは、他の出店者と共同で備えることもできます。



2 露店等の開設を届け出ましょう！【条例第45条第6号】

露店等で安全に火気使用器具等と使用していただくため、開設する場合は、あらかじめ「露店等開設届出書」を消防署に届け出て下さい。

届出者は、各露店等の開設者になりますが、催しの主催者や露店等の代表者がいる場合は、個々の開設者が個別に提出するのではなく、統括する方が取りまとめて提出して下さい。

※提出の際は、露店等の開設場所及び消火器を示す略図を添付して下さい。



《ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせ下さい》

水戸市消防局 火災予防課 査察係
水戸市中央1丁目4番1号 4階 ☎029-221-0163